

現代日本の財政政策と財務省の政策思想 (Ⅸ)*

—『図説 日本の財政』を素材にして—

梅原英治**

(目次)

はじめに

第1章 『図説 日本の財政』の創刊と『経済自立5ヶ年計画』

第2章 『図説 日本の財政』の「書誌学」的整理

第3章 『図説 日本の財政』の章別構成の推移と特徴

1. 『図説 日本の財政』の起点——1955～57年度版の推移と特徴

2～7. 『図説 日本の財政』の展開(1)～(6)

8. 『図説 日本の財政』の展開(7)——1992～96年度版の推移と特徴

(1) 1992年度版～(4) 1995年度版 (以上, 第64巻第5号～第66巻第2号)

(5) 1996年度版～(6) 小括

9. 『図説 日本の財政』の展開(8)——1997～2004年度版の推移と特徴

(1) 1997年度版～(3) 1999年度版 (以上, 本号)

第3章 『図説 日本の財政』の章別構成の推移と特徴

8. 『図説 日本の財政』の展開(7)——1992～96年度版の推移と特徴(続き)

(5) 1996年度版(大蔵省大臣官房調査企画課長 田村義雄編)

1996年度版と次の1997年度版の編集は田村義雄氏が担当された。1996年度版の章別構成は以下の通りである。

はしがき(2)

目次(21)

第I部 財政についての基本問題

第1章 財政の役割と機能(9)

第2章 財政をめぐる理論(25)

第3章 最近の財政をめぐる諸議論(15)

第II部 財政の仕組みと現状——予算のあらまし——

* 本稿のタイトルについて, これまで「大蔵省・財務省」としてきましたが, 2つの省のような誤解を与えるということで, 今回から「財務省」だけにし, 英文タイトルも「Ministry of Finance」にしたことをお断り申し上げます。

** 本学経済学部教授

- 第1章 日本の財政制度 (36)
- 第2章 財政の現状と今後の展望 (17)
- 第Ⅲ部 平成8年度予算
 - 第1章 総説 (15)
 - 第2章 平成8年度予算の特色及び概要 (12)
 - 第3章 国民生活の安定 (28)
 - 第4章 文教及び科学技術の振興 (20)
 - 第5章 社会資本の整備 (19)
 - 第6章 防衛力の整備 (19)
 - 第7章 エネルギー対策 (9)
 - 第8章 経済協力の推進 (14)
 - 第9章 中小企業対策 (12)
 - 第10章 農林水産関係施策 (8)
 - 第11章 その他の諸施策 (7)
 - 第12章 地方財政 (11)
 - 第13章 平成8年度財政投融资計画 (11)
- 第Ⅳ部 わが国財政の歩み (20)
- 第Ⅴ部 欧米諸国の財政
 - 第1章 アメリカ (19)
 - 第2章 イギリス (13)
 - 第3章 ドイツ (17)
 - 第4章 フランス (13)
- 資料 (63)

「はしがき」で編者の田村氏は、「財政構造改革に取り組むことが喫緊の課題」となっていることを訴えた上で、「このような状況の下で編成された平成8年度予算においては、特例公債を含む大量の公債発行に依存せざるをえないなど極めて難しい財政事情の下、徹底した歳出の洗い直しに取り組む一方、限られた財源のなかで資金の重点的・効率的配分に努め、質的な充実に配慮することとし、厳しい財政事情のなかであって豊かで活力ある経済社会の構築等のために真に必要な経費の確保が図られております。／同時に、7年度と同程度の所得税・個人住民税の特別減税を継続して実施するほか、公共投資の着実な推進を図る等引き続き景気に配慮しつつ、中長期的にも持続的成長を実現するため、経済の構造改革に資する措置を実施することといたしました。／なお、平成7年4月には、急激な為替レートの変動がわが国経済の先行きに重大な悪影響を及ぼす恐れがあるとの観点から、「緊急円高・経済対策」を決定し、これを受けて同年5月には、平成7年度第1次補正予算が編成され、さらに、同年9月には、弱含みで推移しているわが国経済の景気回復を確実なものとするため、「経済対策——景気回復を確実にするために——」を決定し、

これを受けて平成7年度第2次補正予算が編成されました。／本書は、平成8年度予算及び7年度補正予算を紹介するとともに、財政の役割やその仕組み、財政政策をめぐる議論、わが国財政の歩み、諸外国の財政制度などの要点を図表をまじえながら簡明・平易に説明することを狙いとしています。本書によって、少しでも多くの方々に財政の現状やこれからの役割についてご理解をいただき、また、財政のあり方などについてお考えいただく一助となれば、私ども執筆者にとっても願ってもないことであります¹¹⁷⁾と述べられているだけで、前年度版からの変更箇所は明示されていない。

前年度版からの大きな変更箇所として、4点を挙げるができる。

1点めは、これまでの第Ⅲ部第1章が2つに分割され、第1章「総説」、第2章「平成8年度予算の特色及び概要」になったことである。

このうち第1章は、第1節「平成8年度予算の背景」、第2節「平成8年度予算編成方針」、第3節「平成8年度予算成立の経緯」、第4節「平成8年度の税制」で構成される。第1節は、第1項「平成7年度のわが国経済と国際経済情勢」、第2項「平成7年度の財政金融政策（経済対策の策定と補正予算）」、第3項「平成8年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」、で構成される。第2節と第3節に項はなく、第4節は、第1項「税制改正」、第2項「関税改正」からなる。したがって、第1～3節は前年度版第1章第1節と第2節の内容、第4節は前年度版第2章の一部（税制改正と関税改正）に相当する。

第2章は、第1節「平成8年度予算の特色」、第2節「平成8年度予算の概要」で構成され、第1節に項はなく、第2節は、第1項「平成8年度一般会計歳入予算」、第2項「平成8年度一般会計歳出予算」、からなる。したがって、第1節は前年度版第1章第3節、第2節第1項は前年度版第2章第1節に相当する。

2点めは、以上を受けて、これまでの第Ⅲ部第2章「歳入の概要と税制改正」が削除されたことである。このことは、『図説』から歳入および税制改正に関する独立した章がなくなったことを意味する。日本財政の解説にかかわらず、歳入・税制に関する独立した章をなくしたのは疑問大である（実際、翌年度版で復活される）。

3点めは、前年度版の第Ⅲ部第14章「阪神・淡路大震災への対応と緊急円高・経済対策の策定」が削除され、全13章となったことである。

4点めは、第Ⅳ部では、前年度版第1章「主要国の財政制度の比較」が削除され、各国財政の4つの章だけになったことである。

以上によって、『図説』は全5部構成に変更はないが、全25章から全23章になった（第Ⅳ部は1つの章として換算）。

次に、やや細かな部分になるが、前年度版からの変更箇所として以下を挙げるができる。

① 第Ⅲ部第5章「社会資本の整備」では第1節「ポイント」に第3項「新たな「公共投資基本計画」（平成6年10月）の内容」が追加され、3節建てから4節建てになった。

117) 『図説 日本の財政』1996年度版、はしがき、i～ii ページ、／は改行。

② 第Ⅲ部第6章「防衛力の整備」では、第2節「基礎知識」が一新された。すなわち、第1項「防衛力整備計画等の系譜」、第2項「新防衛大綱の概要」、第3項「新中期防の概要」、第4項「防衛関係費の特徴」、第5項「国防費の国際比較」、で構成されるようになった。

③ 第Ⅲ部第8章では、表題が「経済協力の拡充」から「経済協力の推進」に変更され、その第3節「平成8年度予算における経済協力」で、昨年度追加された第7項「その他」が削除された。

④ 第Ⅲ部第11章「その他の諸施策」では、第5節として「緊急金融安定化資金」が追加された。

⑤ 第Ⅲ部第13章「平成8年度財政投融资計画」では、第1節「財政投融资の役割」に第3項として「財政投融资の景気調整機能」が追加された。

(6) 小括——経費論での叙述の統一化の始まり——

a. 現在に至る公債強依存の開始

この1992～96年度という時期は、現在に至る公債への強依存が開始された時期である。

公債発行からみた戦後日本財政は1947年3月の財政法の制定を起点とする。財政法は第4条で、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」と定め、“公債不発行原則”を掲げ、但し書きにおいて“建設公債原則”を例外とした。第5条における日銀による公債引受の禁止規定とともに、この規定は公債に依存して戦争に突入した歴史の反省から生まれ、戦争の放棄を謳った憲法9条を財政的に担保するものとされている¹¹⁸⁾。

118) 岩波一寛氏は、財政法第4条が平和憲法を担保することを強調されている（岩波一寛「財政法から逸脱した戦後日本財政——健全財政主義の放棄と財政破たん——」『経済』2005年5月号）。

杉村章三郎『財政法』（有斐閣、1959年）は次のように述べている。

「明治憲法においては国債を起すについては議会の協賛を要するものとされ（六二条三項）、立法実務上公債は具体的にその発行の都度、法律によりその目的、金額等を定められるのが通例となっていた。また戦時の場合はとにかく政策として公債依存が標榜されたわけではなかったが、租税と公債との関係について基準となるべき規定がなく、殊に太平洋戦争中には財政の赤字を補てんするため借入金及び赤字公債を濫発し、公募主義によらず日本銀行引受又は日銀借入の安易な方法によったため、日本銀行に手持公債の増加を来し、ひいては日本銀行券の発行高累増の結果を招き経済危機に陥らしめたのであった。／財政法は以上のような苦い経験に鑑み公債発行についての規制を行った。……／満州事変以降のわが国は軍備拡張から次第に戦時体制に突入り国民に対して増税政策を強行し、なお不足する場合歳入財源としては赤字公債や戦時公債を発行して愛国心に訴えこれが応募を半ば強制したのであった。財政法第四条は赤字公債その他非生産的な、また消費的歳出にあてるための公債（いわゆる喰い込み借入金）発行を禁止するものであり、この条項が厳として存する限りわが国は将来戦争をおこし、またはこれに参加することは財政上の見地からもできないであろう。なぜなら公債の発行による資金がなくて近代的戦争を遂行することは不可能と考えられるからである。この意味において財政法第四条は憲法の基礎原理である平和主義を担保するものといえ

これを基準にすると、戦後財政は大きく4つの時期に分かれる(図3-8)。第1期は財政法制定から1965年度当初予算までの時期で、“公債不発行主義”が貫かれた。もっとも、借換債、交付国債、外国債、短期国債、公社公団債等の政府保証債、地方債は“公債不発行主義”の対象外であり、第1期ではこれらを積極的に活用することによって“公債不発行主義”が保持されてきた。財政法上の「公債」には依存しなかったが、公信用には依存していた¹¹⁹⁾。

第2期は1965年度補正予算から1975年度当初予算までの時期で、1965年度補正予算で財政法制定後初めて本格公債が特例法で発行された後、1966年度当初予算からは第4条但し書きに基づく建設公債が恒常的に発行されるようになった。

第3期は1975年度補正予算から1992年度当初予算までの時期で、建設公債だけでなく、特例法による赤字公債が持続的かつ大量に発行されるようになった。1981年発足の第2次臨時行政調査会による「増税なき財政再建」の取り組みや1980年代後半におけるバブル経済下での増収などにより、1990年度当初予算で公債依存度1ケタ台、赤字公債発行ゼロという財政再建目標を達成した。もっとも、1990年度第2次補正予算で湾岸戦争支援のために臨時特例公債が発行されたので、決算ベースでの赤字公債発行ゼロ達成は1991年度になる。1991~93年度の3年間、特例公債は発行されなかった。

そして第4期は1992年度補正予算以降の時期で、1992年8月の総合経済対策を起点として建設公債が増発されるとともに、1994年度当初予算から赤字公債の発行が再開され、次第に大規模に発行されるようになり、現在に至っている。

このように、日本財政の戦後史は公信用への依存を段階的に深めてきた歴史でもあるわけだが、この第4期も公債依存の深まりによって4つの局面に分けることができる。第1の局面はバブルの破綻や公共事業を中心とした経済対策により、公債依存度が「10%越え」「20%越え」した1992年度補正予算から1998年度当初予算までの時期である。第2の局面は、橋本内閣の経済失政により、公債依存度が「30%越え」「40%越え」した1998年度補正予算から2008年度当初予算までの時期である。第3の局面は、2008年度補正予算から2012年度当初予算までの時期で、リーマン・ショックや政権交代、東日本大震災により、公債依存度はついに「50%越え」する。そして第4の局面は、2012年度補正予算から現在に至る時期で、2012年12月に発足した安倍内閣の下で、円安・株高による輸出企業と株式投資家などの所得の増加、および消費税増税などにより、公債発行面では公債依存度が30

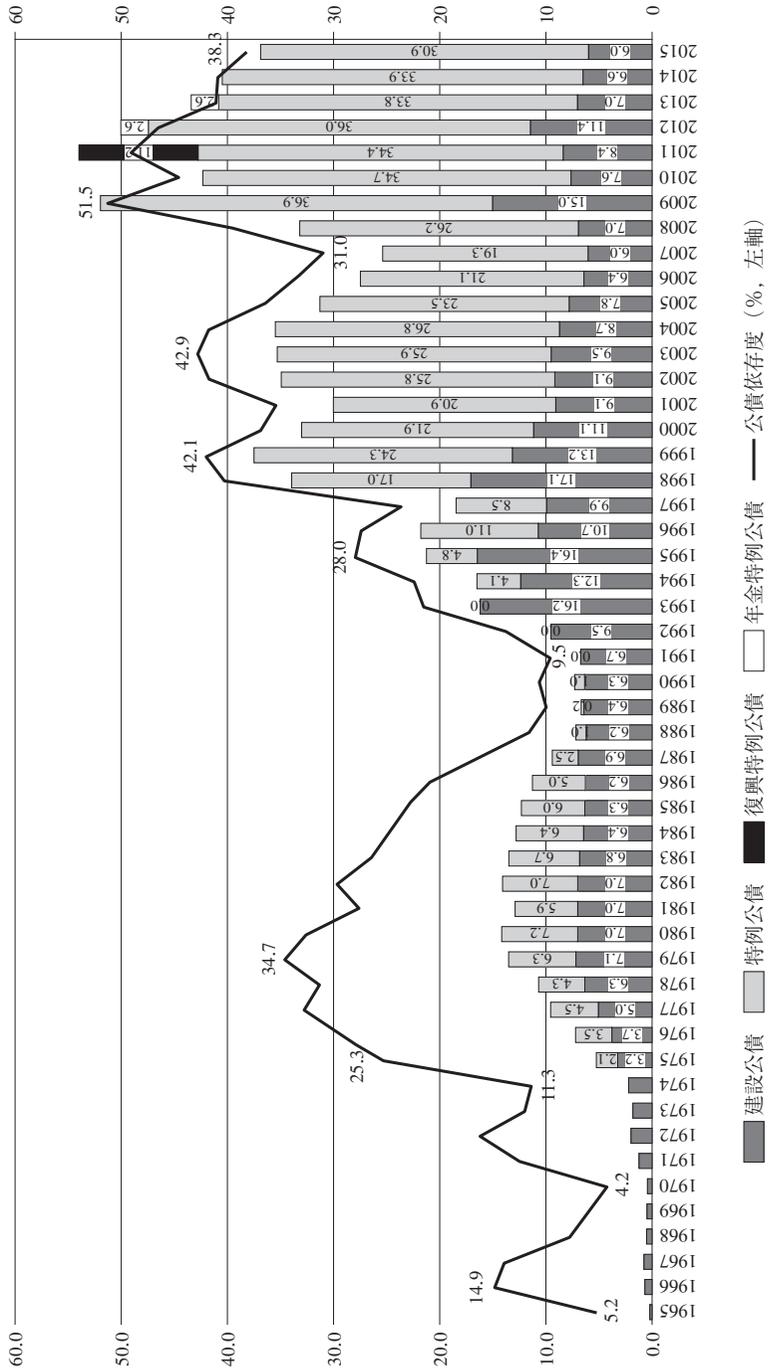
る。」(42~43ページ)

なお、財政法第4条の制定過程については、高橋誠「財政制度改革」(東京大学社会科学研究所戦後改革研究会編『戦後改革』第7巻「経済改革」, 東京大学出版会, 1974年所収), 林健久「健全財政主義——成立・展開・崩壊」(同編『戦後改革』第8巻「改革伍の日本経済」, 東京大学出版会, 1975年所収)が詳しい。

また、第4条の但し書きの3経費をめぐる解釈については、坂野光俊「戦後50年と公債問題——財政法第四条の意義に関連して——」(日本財政学会編『戦後50年と日本財政』勁草書房, 1996年所収)が詳しい。

119) 鈴木武雄『日本公債論』金融財政事情研究会, 1976年, 58~59ページ。

図3-8 公債発行の推移 (兆円)



%台に低下した。しかし、公債消化面では、2013年3月、日銀総裁に就任した黒田東彦氏（元大蔵相財務官）の下で、日銀信用に大規模に依存した公債消化体制が採られてきた（異次元の金融緩和）。

1992～96年度の『図説』は、こうした戦後財政の第4期の始まりの時期のものである。要するに、本稿（Ⅷ）第3章第7節第10項で指摘したように、『図説』は理論的には財政改革の必要性を訴えるのだが、現実には公債への依存がますます深まるというギャップに苛まれるていく。

b. 経費各論における構成の統一化

『図説』の構成では、1992年度版から経費各論で構成の統一化が進展した。すなわち、社会保障などの経費各論において、その構成が第1節「ポイント」、第2節「基礎知識」、第3節「当該年度予算の概要」という形に統一されたのである。

こうした構成の統一化は、それ以前の1988年度版から始まっている（表3-12）。1988年度版では、第5章・第7章・第8章・第9章・第10章において、第1節「総説」、第2節「昭和63年度予算の概要」という形で統一され始めたのである。ここでは、第3章の社会保障関係費、第4章の文教及び科学技術振興費、第6章の防衛関係費、第12章の地方財政については統一されていない。

1992年度版では、「総説」－「年度予算の概要」という形から、各章の構成が第1節「ポイント」、第2節「基礎知識」、第3節「年度予算の概要」という形に変更された上で、第3章の社会保障関係費、第6章の防衛関係費、第12章の地方財政まで構成の統一が徹底されている。

もっとも、文教及び科学技術振興費（第4章）が相変わらず、他の章と不統一になっている。これは、第1節の文教関係予算－文部省、第2節の科学技術関係予算－科学技術庁、第3節の芸術・文化関係予算－文化庁というように、官庁組織と対応するのであろうが、『図説』までそういう組織のタテ割りに付き合う必要はないように思える。

先走ると、文教及び科学技術振興費の章については、1997年度版から、章レベルでは他と不統一のままだが、節レベルでは、第1節「文教予算」が第1項「ポイント」、第2項「基礎知識」、第3項「平成9年度文教関係予算の概要」、第2節「科学技術予算」が第1項「ポイント」、第2項「基礎知識」、第3項「平成9年度科学技術関係予算の概要」という形にされている（第3節「芸術・文化の振興」には項がない）（表3-13）。

2001年度版からは、「中央省庁再編」によって文部省と科学技術庁が統合されて「文部科学省」とされたことを受けて、文教予算と科学技術予算が統合されて、第1節「文教及び科学振興予算」が第1項「ポイント」、第2項「基礎知識」、第3項「平成13年度文教及び科学振興関係予算の概要」、第2節「芸術・文化の振興」（項なし）になった。

2003年度版から、章レベルで他の章とほぼ統一されて、第1節「ポイント」、第2節「基礎知識」、第3節「平成15年度文教及び科学振興関係予算」、第4節「平成15年度文化関係費」となった。

表3-12 「図説 日本の財政」における経費各論の構成の変化

1987年度版第Ⅲ部「昭和62年度予算」

章	章の表題	第1節	第2節	第3節	第4節
第3章	国民生活の安定	社会保障	雇対策の推進		
第4章	文教及び科学技術の振興	わが国の教育制度	文教関係予算	科学技術の振興	芸術・文化の振興
第5章	社会資本の整備	社会資本の整備とその方向	昭和62年度の公共事業関係費		
第6章	防衛力の整備	わが国の防衛体制	防衛関係予算		
第7章	エネルギー対策	エネルギー情勢の変貌	エネルギー予算の概要		
第8章	経済協力の拡充	経済協力の意義	政府開発援助（ODA）	経済協力及びODAの現状	昭和62年度予算
第9章	中小企業対策	中小企業対策の意義	昭和62年度予算における中小企業対策		
第10章	農林漁業施策	はじめに	重点施策		
第11章	その他の諸施策	国債費	日本国有鉄道改革の推進	物価対策の推進	その他の主な施策
第12章	地方財政	地方財政の仕組み	国家財政と地方財政	昭和62年度の地方財政	昭和62年度地方財政計画

(注) 第11章「その他の諸施策」は省略。

1988年度版第Ⅲ部「昭和63年度予算」

章	章の表題	第1節	第2節	第3節	第4節
第3章	国民生活の安定	社会保障の充実	雇対策の推進		
第4章	文教及び科学技術の振興	文教施策の充実	科学技術の振興	芸術・文化の振興	
第5章	社会資本の整備	総説	昭和63年度公共事業関係費の概要		
第6章	防衛力の整備	わが国の防衛体制	国防費の国際比較	民生協力	防衛関係予算
第7章	エネルギー対策	総説	昭和63年度エネルギー対策予算の概要		
第8章	経済協力の拡充	総説	昭和63年度経済協力予算の概要		
第9章	中小企業対策	総説	昭和63年度中小企業対策予算の概要		
第10章	農林漁業施策	総説	昭和63年度農林水産業予算の概要		
第12章	地方財政	地方財政の仕組み	国家財政と地方財政	昭和63年度の地方財政	昭和63年度地方財政計画

(注) 第11章「その他の諸施策」は省略。

表3-12 『図説 日本の財政』における経費各論の構成の変化 (続き)

1992年度版第Ⅲ部「平成4年度予算」

章	章の表題	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節
第3章	国民生活の安定	ポイント——高齢化社会をむかえる日本	基礎知識——わが国の社会保障制度	平成4年度社会保障予算の概要		
第4章	文教及び科学技術の振興	文教予算	科学技術予算	芸術・文化の振興		
第5章	社会資本の整備	ポイント	基礎知識	平成4年度公共事業関係費の概要		
第6章	防衛力の整備	ポイント	基礎知識	平成4年度防衛関係予算の概要		
第7章	エネルギー対策	ポイント	基礎知識	平成4年度エネルギー対策予算の概要		
第8章	経済協力の拡充	ポイント	基礎知識——経済協力の現状	平成4年度における経済協力		
第9章	中小企業対策	ポイント	基礎知識	平成4年度予算における中小企業対策		
第10章	農林漁業施策	ポイント	基礎知識	平成4年度農林水産関係予算の概要		
第12章	地方財政	ポイント	基礎知識——地方財政の仕組み	国家財政と地方財政	平成4年度の地方財政の収支見通し	平成4年度地方財政対策

(注) 第11章「その他の諸施策」は省略。

そして2011年度版から、文化関係費が「文教及び科学振興関係予算」に包摂されることになり、第1節「ポイント」、第2節「基礎知識」、第3節「平成15年度文教及び科学振興関係予算」とされて、ようやく他の章と同様の3節建てになった。

もっとも、構成の統一を支持して書いているわけでは必ずしもない。私自身の“好み”をいえば、統一を図らない方が各章の個性が出て、面白かったように思っている。構成の統一を図ったため、叙述の内容まで形式化してしまい、『図説』の面白味が薄まったように思われる。

9. 『図説 日本の財政』の展開 (8)

——1997～2004年度版の推移と特徴

(1) 1997年度版 (田村義雄編)

1997年度版も前年度に続いて田村義雄氏が編集された。

なお、前年度版にはあった田村氏の「大蔵省大臣官房調査企画課長」という肩書きが、本年度版から外された。これは『図説』の歴史の中で初めてのことである。

ただし、「はしがき」の最後に「本書は、大蔵省大臣官房調査企画課等に勤務する者が休日などを使って執筆したものです。」¹²⁰⁾という文書があるので、本書が「大蔵省大臣官房調査企画課等に勤務する者」による編著であることは分かる。なお、先走って述べると、2001年度版から2003年度版までは、その文章も削除され、『図説』の編者や執筆者がどういった人たちなのかがまったく分からなくなってしまう。2004年度版から奥付に編者の紹介が記されるようになった

120) 『図説 日本の財政』1997年度版、はしがき、ii ページ。

表3-13 『図説 日本の財政』における「文教及び科学振興費」の章の構成の変化

1992年度版		1997年度版		2001年度版	
第3章	文教及び科学技術の振興	第4章	文教及び科学技術の振興	第4章	文教及び科学技術の振興
1	文教予算 (1) 文教政策の推移と基本的な考え方 (2) 平成4年度文教関係予算の概要	1	文教予算 (1) ポイント (2) 基礎知識 (3) 平成9年度文教関係予算の概要	1	文教及び科学振興予算 (1) ポイント (2) 基礎知識 (3) 平成13年度文教及び科学振興関係予算の概要
2	科学技術予算 (1) 科学技術政策の推移と基本的な考え方 (2) 平成4年度科学技術関係予算の概要	2	科学技術予算 (1) ポイント (2) 基礎知識 (3) 平成9年度科学技術関係予算の概要	2	芸術・文化の振興
3	芸術・文化の振興	3	芸術・文化の振興		
2003年度版		2011年度版			
第4章	文教及び科学技術の振興	第4章	文教及び科学技術の振興		
1	ポイント	1	ポイント		
2	基礎知識 (1) 学校教育制度 (2) 教育改革 (3) 科学技術の振興	2	基礎知識 (1) 学校教育制度 (2) 我が国の教育投資 (3) 科学技術の振興		
3	平成15年度文教及び科学振興関係予算 (1) 概要 (2) 義務教育費国庫負担金 (3) 科学技術振興費 (4) 文施設費 (5) 教育振興助成費 (6) 育英事業費 (7) 国立学校特別会計繰入	3	平成23年度文教及び科学振興関係予算 (1) 概要 (2) 義務教育費国庫負担金 (3) 科学技術振興費 (4) 文施設費 (5) 教育振興助成費 (6) 育英事業費 (7) 平成23年度文化関係費		
4	平成15年度文化関係費				

たが、1996年度版までのように、表紙や扉に肩書きを記されることは現在までない（本稿Ⅱ，190～193ページ参照）。

このようなことになった背景には、当時、大きな社会問題となった大蔵省の不祥事（接待スキャンダル）があるのだが、これについては本節の「小括」で述べることにして、記述を元に戻そう。

1997年度版の章別構成は以下の通りである。

はしがき（2）

目次（20）

第Ⅰ部 財政についての基本問題

第1章 財政の役割と機能（8）

第2章 財政をめぐる理論（23）

第3章 財政の現状と財政構造改革（33）

第Ⅱ部 財政の仕組み

第1章 日本の財政制度（24）

第2章 財政投融资制度（10）

第3章 地方財政（6）

第4章 国庫金制度（4）

第Ⅲ部 平成9年度予算

第1章 総説（15）

第2章 歳入の概要と税制改正（10）

第3章 社会保障の構造改革（24）

第4章 文教及び科学技術の振興（17）

第5章 社会資本の整備（19）

第6章 経済協力（12）

第7章 防衛力の整備（14）

第8章 中小企業施策の推進（8）

第9章 農林水産業の振興（6）

第10章 エネルギー対策の推進（8）

第11章 その他の主要施策（3）

第12章 国債費（2）

第13章 地方財政（4）

第14章 平成9年度財政投融资計画（10）

第Ⅳ部 わが国財政のあゆみ（17）

第Ⅴ部 欧米諸国の財政

第1章 アメリカ（17）

第2章 イギリス（11）

第3章 ドイツ (13)

第4章 フランス (12)

資料 (31)

「はしがき」で編者の田村氏は、「財政の構造改革により、一日も早く財政の対応力を回復させ、高齢化の進展やその他の社会経済情勢の変化に対して、財政として弾力的に対応できるよう図っていくことは、21世紀に向け、わが国経済社会の豊かさと活力を維持・増進していくために不可欠の課題であります」と訴えた上で、「本書は、このような考え方に立ち、財政構造改革の第一歩として編成された平成9年度予算を紹介するとともに、財政の役割やその仕組み、財政政策をめぐる議論、わが国財政のあゆみ、諸外国の財政制度などの要点を図表をまじえながら簡明・平易に説明することを目標に編集しております。本書の刊行は今回で43回目を迎えましたが、内容の改善に引き続き努めておりますとともに、本年度は判型を大きくするなど、一層読みやすくすることができております。本書によって、少しでも多くの方々に財政の現状やこれからの役割についてご理解をいただき、また、財政のあり方について、身近な問題としてお考えいただく一助となることを、執筆者一同願っております」¹²¹⁾と述べられている。

ここで「判型を大きく」したと書かれているように、1997年度版から『図説』の判が大きくなり、四六判からA5判に拡大されて現在に至っている。

それだけではない。「内容の改善に引き続き努めております」とさらっと書かれているが、1997年度版では内容・構成ともかなり大幅な変更がなされている。第Ⅱ部は2章建てから4章建てに、第Ⅲ部は13章建てから14章建てになり、全5部22章から全5部25章へと章が3つ増やされたのである（第Ⅳ部は章に含めていない）。また、章の構成も変更されている（図3-9）。そのため、編者の肩書きが明示されなくなったことと合わせて、1997年度版を『図説』の歴史の中での1つの画期とした次第である。

前年度版からの変更箇所を第Ⅰ部第1章から順に整理すると、以下のようである。

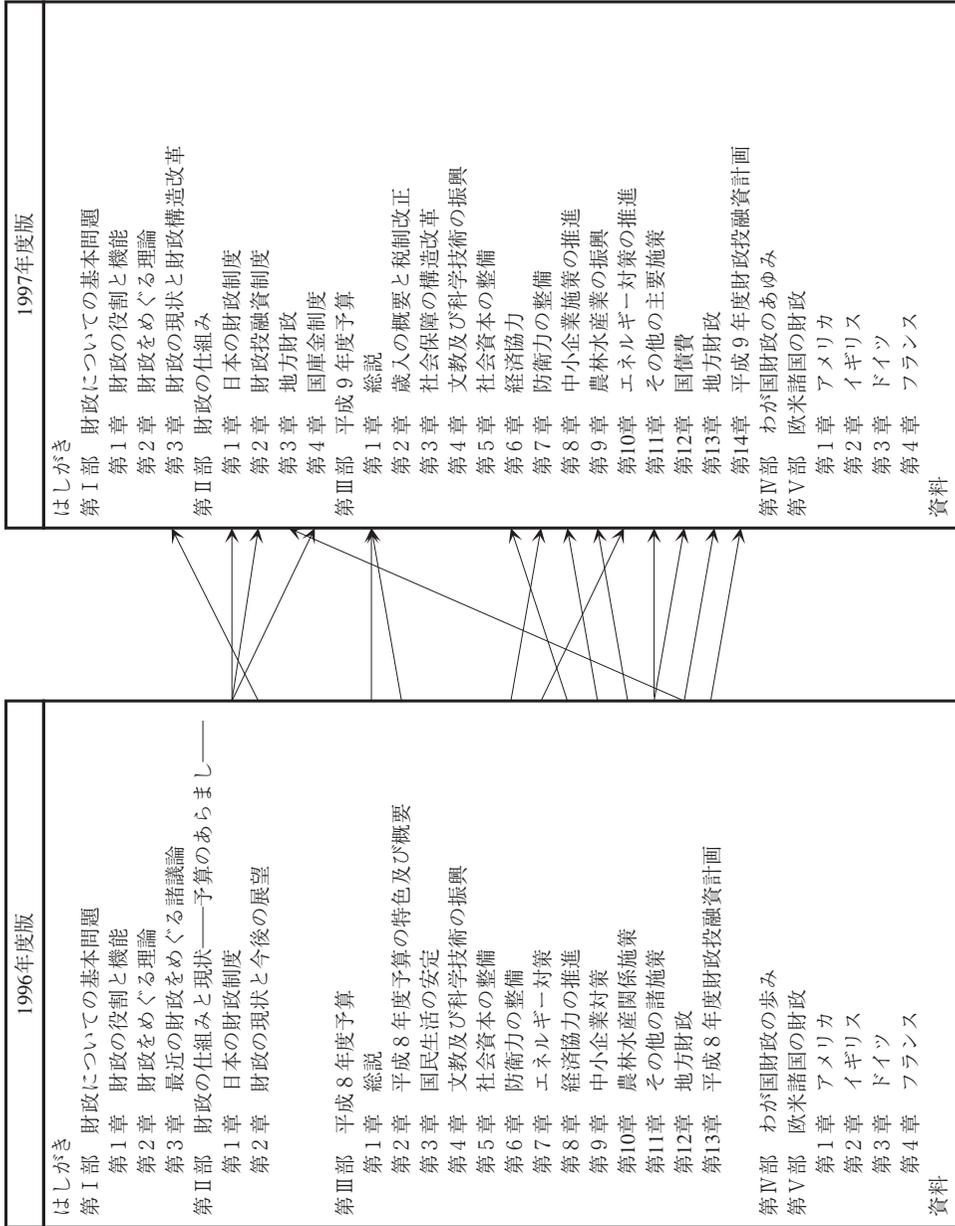
① 第Ⅰ部第1章「財政の役割と機能」では、4節建てに変更はないが、第2節「フィスカル・ポリシーをめぐる理論」に項が2つ追加され、4項構成されるとともに、第4節「租税をめぐる理論」に項が新設された。

すなわち、第2節は第1項「ケインジアンへのフィスカル・ポリシー論」、第2項「ケインジアンに対する理論的批判」、第3項「その後の展開」、第4項「ブキャナン＝ワグナーの「政治経済学」となった（第3項と第4項が追加）。第4節は第1項「応益課税論と応能課税論」、第2項「ラムゼーの最適課税問題」で構成されている（第1項の内容は従来からのもの）。

② 第Ⅰ部第3章では、表題が前年度版までの「最近の財政をめぐる諸議論」から「財政の現状と財政構造改革」に変更され、内容も一新された。第1節「財政の現状」、第2

121)『図説 日本財政』1997年度版、はしがき、i～ii ページ、／は改行。

図3-9 『図説 日本の財政』 1996年度版から1997年度版への構成上の変化



(注) 矢印は、配置が変更されたもの。

節「財政の今後の展望」、第3節「財政赤字の問題点」、第4節「財政構造改革」、第5節「欧米諸国における財政健全化への取組み」の5つの節で構成され、第1節は第1項「予算を家計にたとえてみると」、第2項「わが国の公的債務残高」、第3項「財政赤字の国際比較」、第4項「財政状況悪化の経緯」、第2節は第1項「一般会計を中心とした歳出歳入構造からの将来展望」、第2項「国民の受益と負担（国民負担率）からの将来展望」、第3節は第1項「中期的にみて経済の活力を奪い、発展を阻害する」、第2項「世代間の公平」、第4節は第1項「財政構造改革の緊要性」、第2項「財政健全化目標」、第3項「平成9年度における取組み」、第4項「財政構造改革会議」からなり、第5節に項はない。

③ 第Ⅱ部の表題が、前年度版までの「財政の仕組みと現状——予算のあらまし——」から「財政の仕組み」に変更された。

④ 第Ⅱ部第1章「日本の財政制度」では、これまで8節建てだったのが、前半の4節だけにされた。節・項はほとんど同じである（第4節「国の収入の概要」の第2項が「租税及び印紙収入」から「租税」に変更された）。従来の第5節「国の支出の分類」、第6節「財政投融资」、第7節「国庫金と財政資金対民間収支」、第8節「国有財産」が削除されたわけだが、第6節と第7節については独立した章とされて、内容の充実が図られた。

⑤ 第Ⅱ部第2章「財政投融资制度」が新設された。5つの節からなり、第1節「財政投融资の意味」、第2節「財政投融资制度の概要」、第3節「財政投融资の役割」、第4節「財政投融资計画の策定」、第5節「財政投融资の今後について」である。そこには前年度版までの第Ⅱ部第1章第6節「財政投融资」や第Ⅲ部第13章「平成8年度財政投融资計画」の一部が使われている。

第1節と第4節に項はなく、第2節は第1項「原資」、第2項「運用」、第3項「財政投融资に関連する金利」、第3節は第1項「財政投融资の担当分野」、第2項「財政投融资の有用性」、第3項「財政投融资の景気調整機能」、第5節は第1項「審議会等における検討状況」、第2項「財政投融资についての基本的考え方」で構成されている。

⑥ 第Ⅱ部第3章「地方財政」が新設された。2つの節からなり、第1節「地方財政の仕組み」と第2節「国家財政と地方財政」であるが、これは前年度版の第Ⅲ部第12章「地方財政」の第2節「基礎知識——地方財政の仕組み」、第3節「国家財政と地方財政」が移動されたものといってよく、内容もほぼ同じである。

⑦ 第Ⅱ部第4章「国庫金制度」が新設された。2つの節からなり、第1節「国庫金制度」、第2節「財政資金対民間収支」である。これは前年度版第Ⅱ部第1章「日本の財政制度」第7節「国庫金と財政資金対民間収支」が移動されたものであり、内容もほぼ同じであるが、第2節には2つの項、すなわち第1項「財政資金対民間収支の意味」、第2項「財政資金対民間収支の波動」が置かれている。

⑧ 第Ⅲ部第1章「総説」も内容・構成が変更され、第1節「平成9年度予算の背景」、第2節「平成9年度予算の編成」、第3節「平成9年度予算の概要」で構成されるようになった。これは前年度版第1章「総説」と第2章「平成8年度予算の特色及び概要」を編成替えたものといってよい（歳入、税制などについては後述）。

第1節は第1項「平成8年度のが国経済と国際経済情勢」、第2項「平成8年度の財政金融政策」、第2節は第1項「平成9年度予算成立の経緯」、第2項「平成9年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」、第3項「財政健全化目標について」、第4項「平成9年度予算編成方針」、第3節は第1項「特色」、第2項「歳入」、第3項「歳出」で構成されている。

⑨ 第Ⅲ部第2章「歳入の概要と税制改正」が新設された、というより元に戻されたという方がよいだろう。これは前年度版で廃止されたものだが、1995年度版までは存在してきたのであり、そもそも前年度版で廃止した積極的意味が不明のものであった。

3つの節からなり、第1節「歳入の概要」、第2節「税制改正」、第3節「関税改正」である。第1節は第1項「歳入構成の推移」、第2項「平成9年度一般会計歳入予算」、第2節は第1項「住宅・土地関連」、第2項「社会経済情勢等への対応」、第3項「酒税」、第4項「その他の租税特別措置」、第3節は第1項「関税率の改正」、第2項「関税の還付制度の改正」、第3項「暫定税率の適用期限の延長」、第4項「税関手続きの簡素化」、第5項「適正な納税申告の確保」で構成されている。なお、第2節と第3節は年度改正の内容なので、年度によって中身が変わる。

⑩ 第Ⅲ部第3章は、表題がこれまでの「国民生活の安定」から「社会保障の構造改革」に変更された。構成は3節建てで変わらないが、内容的には第1節「ポイント」（前年度版「ポイント——高齢化社会をむかえる日本」と副題があった）と第2節「基礎知識」が編成替えされている。

すなわち、第1節に項はなくなり、第2節は第1項「社会保障制度の仕組み」、第2項「社会保障制度のあゆみ」、第3項「社会保障関係費の推移」、第4項「『新ゴールドプラン』の推進」、第5項「介護保険制度」、第6項「公的年金制度と高齢化」、第7項「『社会保障構造改革』」で構成されている。第3節は前年度版と同じである。

⑪ 第Ⅲ部第4章「文教及び科学技術の振興」は3節建てに変わりはないが、第1節「文教育予算」、第2節「科学技術予算」のそれぞれが、第1項「ポイント」、第2項「基礎知識」、第3項「平成9年度〇〇関係予算の概要」（〇〇に文教と科学技術が入る）という形にされた。

⑫ 第Ⅲ部第5章「社会資本の整備」では、3節建てに変わりはないが、第1節「ポイント」と第2節「基礎知識」が再編された。第1節に項はなくなり（前年度版では3つの項がおかれていた）、第2節は第1項「公共投資の仕組み」（前年度版では「公共事業の仕組み」）、第2項「公共投資の規模」（同上「公共事業の規模」）、第3項「最近の公共投資の推移」、第4項「公共事業予算の事業別配分の推移」、第5項「公共事業の効率的・効果的な実施に向けて」、第6項「公共事業関係長期計画（5カ年計画等）」で構成されるようになった。第3節は項が1つ増え、第1項「災害の予防と復旧」、第2項「道路、港湾、空港（交通基盤）」、第3項「住宅」、第4項「生活環境施設」、第5項「その他」で構成されている。

⑬ 第Ⅲ部第6章には「経済協力」が置かれ（前年度版第8章「経済協力の推進」）、こ

こから経費各論の順番が前年度版から変わっている。第6章の構成は前年度版とほとんど同じである(第2節「基礎知識——経済協力の現状」第3項が前年度版「ODAをめぐる最近の動き」から「ODAに関する指針」になった)。

⑭ 第Ⅲ部第7章には「防衛力の整備」が置かれた(前年度版第6章で同名)。3節建てに変更はないが、第2節「基礎知識」は前年度版の5項建てから第5項「国防費の国際比較」が削除され、4項建てになった。第3節「平成9年度防衛関係予算の概要」に項が設けられ、第1項「概要」、第2項「常備自衛官の削減と即応予備自衛官の導入」、第3項「正面」、第4項「後方」、第5項「SACO関連経費」で構成されている。

⑮ 第Ⅲ部第8章には「中小企業施策の推進」が置かれた(前年度版第8章「中小企業対策」)。3節建てに変わりはないが、第2節「基礎知識」は第1項「中小企業基本法」、第2項「中小企業対策の体系」で構成されている。

⑯ 第Ⅲ部第9章には「農林水産業の振興」が置かれた(前年度版第10章「農林水産関係施策」)。3節建てに変わりはないが、第2節「基礎知識」は第1項「わが国農政の変遷」、第2項「農林水産関係予算の概要」、第3項「国有林野事業について」、第3節「平成9年度農林水産関係予算の概要」は第1項「重点施策と予算配分」、第2項「主要食糧関係費」で構成されている。

⑰ 第Ⅲ部第10章には「エネルギー対策の推進」が置かれた(前年度版第7章「エネルギー対策」)。3節建てで、内容もほとんど同じで、第2節「基礎知識」で前年度版第3項「エネルギー対策予算の概要」が削除されたくらいである。

⑱ 第Ⅲ部第11章には「その他の主要施策」が置かれた(前年度版第11章「その他の諸施策」)。前年度版は6節建てであったが、1997年度版では「国債費」が独立章とされたこともあって、4節建てに減少した。すなわち、第1節「恩給関係費」、第2節「物価対策の推進」、第3節「環境保全対策の推進」、第4節「その他の主な施策」である。このうち、項があるのは第2節だけで、第1項「物価動向」、第2項「平成9年度物価対策関係経費」からなっている。

⑲ 第Ⅲ部第12章には「国債費」が新設された。3節からなり、第1節「ポイント」、第2節「基礎知識」、第3節「平成9年度国債費の概要」で、各節に項はない。

⑳ 第Ⅲ部第13章には「地方財政」が置かれた(前年度版第12章同名)。前述の通り、これまでの内容の一部が第Ⅱ部第3章に回されたので、内容は3節で、第1節「ポイント」、第2節「平成9年度の地方財政計画」、第3節「平成9年度地方財政対策」からなっている。このうち項があるのは第2節だけで、第1項「平成9年度地方財政計画の概要」、第2項「歳入」、第3項「歳出」で構成されている。

㉑ 第Ⅲ部第14章には「平成9年度財政投融资計画」が置かれた(前年度版第13章「平成8年度財政投融资計画」)。内容は前年度版と同じである。

㉒ 第Ⅳ部「わが国財政のあゆみ」(前年度版「わが国財政の歩み」)では、第5節「戦後の財政(昭和21年以降)」において、平成3年度以降の時期区分が新たに設定されて7期区分となった。すなわち、第6項「平成3年以降(平成2年～平成8年)」、第7項「財

政構造改革元年（平成9年）」である。当該年度をもって新たな時期区分としたのは、『図説』では初めてのことであり、それだけに「財政構造改革」に対する編者・財務省の意気込みがうかがえよう。

㊸ 第V部「欧米諸国の財政」第1章「アメリカ」では、第2節「財政政策の足どり」で1993年以降の時期区分が新たに設定されて、戦後財政が7期区分とされた。すなわち、第6項「クリントン政権とOBR A93の成立（1993年～94年）」、第7項「2002年度までの財政収支均衡へ向けた動き（1994年～）」である。

(2) 1998年度版（増井喜一郎編）

1998年度版の編集は増井喜一郎氏が担当された。増井氏の担当はこの年度だけである。1998年度版の章別構成は以下の通り。

はしがき (2)

目次 (21)

第I部 財政についての基本問題

第1章 財政の役割と機能 (8)

第2章 財政をめぐる理論 (28)

第3章 財政の現状 (20)

第4章 財政構造改革 (16)

第II部 財政の仕組み

第1章 日本の財政制度 (22)

第2章 財政投融资制度 (9)

第3章 地方財政 (7)

第4章 国庫金制度 (4)

第III部 平成10年度予算

第1章 総説 (16)

第2章 歳入の概要と税制改正 (13)

第3章 社会保障の構造改革 (22)

第4章 文教及び科学技術の振興 (15)

第5章 社会資本の整備 (17)

第6章 経済協力 (10)

第7章 防衛力の整備 (11)

第8章 中小企業施策の推進 (7)

第9章 農林水産業の振興 (6)

第10章 エネルギー対策の推進 (6)

第11章 その他の主要施策 (6)

第12章 国債費 (2)

- 第13章 地方財政 (4)
- 第14章 平成10年度財政投融资計画 (7)
- 第IV部 わが国財政のあゆみ (14)
- 第V部 欧米諸国の財政
 - 第1章 アメリカ (20)
 - 第2章 イギリス (10)
 - 第3章 ドイツ (12)
 - 第4章 フランス (9)
 - (参考) カナダ (3)
- 資料 (45)

「はしがき」で編者の増井氏は、前年度版と同様、「財政の構造改革」がわが国経済社会にとって「不可欠の課題」であることを訴えた上で、「本書は、平成10年度予算を紹介するとともに、財政の役割やその仕組み、財政政策をめぐる議論、わが国財政のあゆみ、諸外国の財政制度などの要点を図表をまじえながら簡明・平易に説明することを目標に編集しております。本書の刊行は今回で44回目を迎えました。今回は、財政をめぐる経済学上の最近の関心、財政構造改革の動き等を踏まえて、「財政についての基本問題」を中心に大幅な改訂を試みました。／平成10年5月の「社会意識に関する世論調査」をみますと、「悪い方向に向かっているもの」として「国の財政」が2番目にあげられており（前年は1番目。今年は景気が1番目）、その関心の高さが示されています。わが国財政の将来を考えられる際には、現状等についての正確な理解が不可欠であると考えます。本書によって、少しでも多くの方々に財政の現状やこれからの役割についてご理解をいただき、また、財政のあり方について、身近な問題としてお考えいただく一助となることを、執筆者一同願っております¹²²⁾と述べられている。

ここに記されているように、1998年度版では第I部「財政についての基本問題」が大幅に改訂されているが、それ以外にも様々な変更が加えられている。

前年度版からの変更箇所を第I部第1章から順に整理すると、以下のようである。なお、年次的な変更については基本的に取り上げていない。

① 第I部第1章「財政の役割と機能」では、前年度版までの第1節「財政とはなにか」が削除され、前年度版までの第2節「財政の3つの機能」の3つの項が節にされて、第1節「資源配分の調整」、第2節「所得の再分配」、第3節「経済の安定化」とされた。各節に項はない。付論は残されたが、前年度版までの「新SNAにおける財政の扱い」が1998年度版では「新SNAにおける公的部門の扱い」に変更された。

② 第I部第2章「財政をめぐる理論」は大幅に拡充された。5節建てになり、第1節「財政学とは?」、第2節「フィスカル・ポリシーをめぐる理論」、第3節「公債政策をめ

122) 『図説 日本の財政』1998年度版、はしがき、i~ii ページ、／は改行。

ぐる議論, 第4節「公的年金をめぐる議論」, 第5節「課税をめぐる議論」で構成されている。

第1節は第1項「財政学の成立」, 第2項「財政学の発展——フィスカル・ポリシー論の登場」, 第3項「現代の財政学」, 第4項「本章における構成」, 第2節は第1項「ケインズ経済学におけるフィスカル・ポリシー論」, 第2項「ケインズ経済学に対する理論的批判——古典派のマクロ経済学」, 第3項「ケインズ経済学に対する理論的批判——ブキャナン=ワグナーの「政治経済学」」, 第4項「その後の展開」, 第5項「フィスカル・ポリシーの効果——シミュレーション分析」, 付論「ISバランス (中期分析)」, 第3節は第1項「同一世代内での公債政策の効果——リカードの中立命題の成否」, 第2項「将来世代への公債政策の効果——バローの中立命題の成否」, 第4節に項はなく, 第5節は第1項「基本原則」, 第2項「租税体系」, 第3項「課税の理論」で構成されている。

③ 前年度版第I部第3章「財政の現状と財政構造改革」は, 1998年度版では第3章「財政の現状」, 第4章「財政構造改革」という2つの章に分割された。

第I部第3章「財政の現状」は, 前年度版第3章の最初の3つの節を基本的に踏襲している。ただし, 各節の項が変更されており, 第1節「財政の現状」は第1項「わが国の財政の規模」, 第2項「財政赤字の国際比較」, 第3項「財政状況悪化の経緯」, 第2節「財政の今後の展望」は第1項「概要」, 第2項「国民の受益と負担 (国民負担率) からの将来展望」, 第3項「年金財政の将来展望」, 第3節「財政赤字の問題点」は第1項「中期的な経済成長への影響」, 第2項「世代間の公平性の問題」で構成されている。

第I部第4章「財政構造改革」は, 前年度版第3章の第4節「財政構造改革」を抜本的に拡大したものである。3つの節からなり, 第1節「財政構造改革を推進するにあたって」は, 第1項「高齢化の進展等の社会・経済構造の変化に対応」, 第2項「財政のリストラ——効率的な資源配分」, 第3項「景気調整のために財政が果たすべき役割の再検討」, 第2節「財政構造改革のあゆみ」は第1項「財政健全化目標」, 第2項「財政構造改革会議」, 第3項「財政構造改革法」, 第4項「旧国鉄の長期債務, 国有林野の累積債務の問題の抜本的解決」, 第3節「平成10年度当初予算における財政構造改革への取組み」は第1項「財政健全化目標との関係」, 第2項「量的縮減目標との関係」, 第3項「懸案の抜本的解決への取組み」, 第4節「現下の経済情勢に弾力的に対応するための措置」(項は設けられていない)で構成されている。

なお, 前年度版第3章第5節「欧米諸国における財政健全化への取組み」は削除された。

④ 第II部第1章第4節では, 第1項の表題が「国の収入の分類」から「分類」に変更された。

⑤ 第II部第2章では, 表題が「財政投融资制度」から「財政投融资」に変更された。第5節が前年度版「財政投融资の今後について」から「財政投融资の改革について」に改訂され, 第1項「資金運用審議会懇談会について」, 第2項「行政改革会議最終報告及び中央省庁等改革期本法案について」, 第3項「財政投融资の改革の進め方について」で構成されている。

⑥ 第Ⅲ部「平成10年度予算」第1章「総説」では、第1節「平成10年度予算の背景」に第3項「〔総合経済対策〕の策定」が追加された。第2節「平成10年度予算の編成」第3項が「財政健全化目標について」から「財政構造改革の推進について」に変更された。第3節「平成10年度予算の概要」は第1項「平成10年度予算の特色」、第2項「主要な経費」に内容変更された。

⑦ 第Ⅲ部第2章「歳入の概要と税制改正」では、第2節「税制改正」と第3節「関税改正」が年次改正に合わせて項が変更されている。すなわち、第2節は第1項「所得税の特別減税」、第2項「法人税制改革」、第3項「金融関係等税制」、第4項「土地・住宅税制」、第5項「中堅所得者等の税負担への配慮」、第6項「沖縄の経済振興に係る税制上の措置の創設等」、第7項「その他」、第3節は第1項「関税率の引下げ等」、第2項「暫定税率の適用期限の延長」、第3項「関税の還付制度の適用期限の延長」、第4項「沖縄振興策」、第5項「税関手続面における規制緩和措置等」になった。

⑧ 第Ⅲ部第3章「社会保障の構造改革」では、第2節「基礎知識」第4項が前年度版「新ゴールドプラン」の推進から「高齢者保健福祉十カ年計画（新ゴールドプラン）」の推進に変更された。

⑨ 第Ⅲ部第5章「社会資本の整備」では、第1節「ポイント」に項が設けられ、第1項「社会資本の定義」、第2項「社会資本の整備の必要性と現状」、第3項「〔公共投資基本計画〕（平成9年6月19日閣議了解）の主な改定点」、で構成されている。第2節「基礎知識」第5項の表題が前年度版「公共事業の効率的・効果的な実施に向けて」から「公共事業の効率化・透明化の徹底」に変更された。第3節「平成10年度公共事業予算の概要」第3項が「住宅」から「住宅・市街地」に変更された。

⑩ 第Ⅲ部第6章「経済協力」では、第1節が「はじめに」から他の章と同様「ポイント」に変更された。第2節「基礎知識——経済協力の現状」第3項が「ODAに関する指針」から「〔新開発戦略〕の推進」に変更された。

⑪ 第Ⅲ部第7章「防衛力の整備」では、第2節「基礎知識」第1項が「防衛力整備計画等の系譜」から「わが国の防衛力整備の考え方」に、第3節「平成10年度防衛関係予算の概要」第2項が「常備自衛官の削減と即応予備自衛官の導入」から「財政構造改革に資する制度改正・歳出の見直し等」に変更された。

⑫ 第Ⅲ部第9章「農林水産業の振興」では、第2節「基礎知識」について、前年度版の3節建てから第2節「農林水産関係予算の概要」が削除され、2節建てになった。第3節「平成10年度農林水産関係予算の概要」は第1項「概要」、第2項「重点施策」、に変更された。

⑬ 第Ⅲ部第10章「エネルギー対策の推進」では、第3節「平成10年度エネルギー対策予算の概要」で、前年度版第7項「エネルギー技術研究開発費」が削除され、6項建てになった。

⑭ 第Ⅲ部第11章「その他の主要施策」では、前年度版第4節「その他の主要施策」が削除され、3節建てになった。また、付論「金融システム安定化対策における財政上の措

置」が追加された。

⑮ 第Ⅲ部第13章「地方財政」では、第2節「平成10年度地方財政計画」の第2項が「主な歳入項目」、第3項が「主な歳出項目」に変更された（前年度版では「歳入」「歳出」だった）。

⑯ 第Ⅲ部第14章「平成10年度財政投融资計画」では、内容が改定され、第1節「平成10年度財投計画策定の基本的考え方」、第2節「平成10年度財政投融资計画の重点施策」の2節建てになった。第1節には項はなく、第2節は第1項「住宅」、第2項「生活環境整備」、第3項「厚生施設、文教」、第4項「中小企業、農林漁業」、第5項「道路、運輸通信」、第6項「産業・技術、貿易・経済協力」、第7項「資金運用」で構成されている。

⑰ 第Ⅳ部「わが国財政のあゆみ」では、第5節「戦後の財政（昭和21年以降）」第7項が「財政構造改革元年（平成9年）」から「財政構造改革の推進」に変更された。いつもなら「（平成9年以降）」のように、年次も記されているのだが、ここでは年次が付けられておらず、初めてのことである。

⑱ 第Ⅴ部第1章「アメリカ」では、第2節「財政政策の足どり」で、前年度版までの第4項「レーガノミックス（1981年～88年）」以降の時期区分、すなわち、第5項「ブッシュ政権とOBRA90の成立」（1989年～92年）、第6項「クリントン政権とOBRA93の成立」（1993年～94年）、第7項「2002年度までの財政収支均衡へ向けた動き（1994年～）」が、1998年度版では第5項「財政均衡に向けての動きと経済再生（1989年～）」に集約された。

⑳ 第Ⅴ部第2章「イギリス」では、第2節「財政政策の足どり」について、アメリカとは逆に、1991年以降の時期で新たな区分が追加され、第4項「1991年～96年」、第5項「1997年～」の5期区分とされた。

㉑ 第Ⅴ部第4章「フランス」では、第2節「財政政策の足どり」の第1項「経済計画と財政政策」が削除され、第1項「ミッテラン政権下の財政政策」、第2項「シラク政権下の財政政策」、になった。そのため、アメリカ、イギリス、ドイツでは戦後からの財政政策の足取りが辿られているのに、フランスのみミッテラン政権以降だけになった。

㉒ 第Ⅴ部に「（参考）カナダ」が追加された。第1節「着実に進む財政再建」、第2節「1998年度予算案の特色」で構成されている（項はない）。

1998年度版の特徴としては、「付論」「参考」が増えたことである（表3-14）。『図説』では1965年度版から「補論」や「参考」、「付論」などが設けられてきたが、あっても毎年、1つか2つであった。それが1998年度版では4つも置かれた。翌1999年度版では5つになるが、2000年度版から2002年度版までは2つに減った。そして2003年度版では3つ、2004年度版では5つに増えるが、2005年度版では1つになり、2006年度版以降では設けられなくなり、代わりに「コラム」や「エッセイ」にとって変わって現在に至っている（これについては後に述べる）。

表3-14 『図説 日本の財政』における「付論」,「補論」,「参考」の推移

年度	個所	種類	表題
1965年度版	第2部第2章2	補論	安定政策と成長政策のしくみ
1969年度版	第5章	参考	長期税制のあり方についての答申要旨
1972年度版		参考	財政制度
1983年度版	第1部第2章6	参考	フランスの経済計画の概要
1984年度版	第1部第2章6	参考	フランスの経済計画の概要
	第1部第3章	補論	貯蓄・投資バランス論
1985年度版	第1部第2章6	参考	フランスの経済計画の概要
	第1部第3章	補論	貯蓄・投資バランス論
1988年度版	第1部第1章2	付論	新SNAにおける財政の扱い
1989年度版	第1部第1章2	付論	新SNAにおける財政の扱い
1990年度版	第1部第1章2	付論	新SNAにおける財政の扱い
	第2部第2章4	参考	「世界とともに生きる日本——経済運営5カ年計画——」
1991年度版	第1部第1章2	付論	新SNAにおける財政の扱い
	第2部第2章4	参考	「世界とともに生きる日本——経済運営5カ年計画——」
1992年度版	第1部第1章2	付論	新SNAにおける財政の扱い
	第2部第2章4	参考	「生活大国5カ年計画——地球社会との共存をめざして——」
1993年度版	第1部第1章2	付論	新SNAにおける財政の扱い
	第2部第2章4	参考	「生活大国5カ年計画——地球社会との共存をめざして——」
1994年度版	第1部第1章2	付論	新SNAにおける財政の扱い
	第2部第2章4	参考	「生活大国5カ年計画——地球社会との共存をめざして——」
1995年度版	第1部第1章2	付論	新SNAにおける財政の扱い
1996年度版	第1部第1章2	付論	新SNAにおける財政の扱い
1997年度版	第1部第1章(3)	付論	新SNAにおける財政の扱い
1998年度版	第1部第1章3	付論	新SNAにおける公的部門の扱い
	第1部第2章2	付論	ISバランス(中期分析)
	第3部第11章	付論	金融システム安定化対策における財政上の措置
	第4部第4章	参考	カナダ
1999年度	第1部第1章	付論	新SNAにおける公的部門の扱い
	第1部第2章2	参考	サプライサイド・エコノミクス
	第1部第2章2	参考	ケインズ政策の評価
	第1部第2章2	付論	ISバランス
2000年度版	第1部第3章3	参考	世代会計
	第1部第2章2	参考	サプライサイド・エコノミクス
2001年度版	第1部第3章2	付論	「財政構造改革法」について
	第1部第2章2	参考	サプライサイド・エコノミクス
2002年度版	第1部第3章2	付論	「財政構造改革法」について
	第3部第1章1	補論	金融政策をめぐるさまざまな議論
2003年度版	第1部第3章2	付論	「財政構造改革法」について
	第3部第1章1	補論1	日本銀行法改正の背景と新日本銀行法下での金融政策運営の変遷
	第3部第1章1	補論2	金融政策をめぐるさまざまな議論
2004年度版	第1部第1章2	参考	財政学の歴史
	第1部第2章2	補論1	財政赤字に関する議論
	第1部第2章2	補論2	公会計の整備について
	第2部第1章4	補論	「国債管理政策」について
2005年度版	第3部第1章3	補論	金融政策運営の現況と論点
	第2部第1章3	補論	公会計の整備について

(注) 2005年度版から「コラム」に変わっていき、2006年度版から「付論」「補論」「参考」はなくなる。

（3）1999年度版（杉本和行編）

1999年度版の編集は杉本和行氏が担当された。杉本氏の担当はこの年度だけである。1999年度版の章別構成は以下の通り。

はしがき（2）

目次（20）

第Ⅰ部 財政についての基本問題

第1章 財政の役割と機能（8）

第2章 財政をめぐる理論（29）

第3章 財政の現状（25）

第Ⅱ部 財政の仕組み

第1章 日本の財政制度（22）

第2章 財政投融资（10）

第3章 地方財政（7）

第4章 国庫金制度（4）

第Ⅲ部 平成11年度予算

第1章 総説（22）

第2章 歳入の概要と税制改正（11）

第3章 社会保障の構造改革（22）

第4章 文教及び科学技術の振興（15）

第5章 社会資本の整備（18）

第6章 経済協力（11）

第7章 防衛力の整備（11）

第8章 中小企業施策の推進（7）

第9章 農林水産業の振興（6）

第10章 エネルギー対策の推進（6）

第11章 その他の主要施策（3）

第12章 国債費（2）

第13章 地方財政（5）

第14章 平成11年度財政投融资計画（7）

第Ⅳ部 わが国財政のあゆみ（15）

第Ⅴ部 欧米諸国の財政

第1章 アメリカ（21）

第2章 イギリス（10）

第3章 ドイツ（14）

第4章 フランス（10）

資料（43）

「はしがき」で編者の杉本氏は、「わが国経済は、資産市場の低迷や不良債権問題の深刻化などバブルの後遺症を抱えるなか、金融機関に対する信頼の低下や雇用不安などを背景に、2年連続マイナス成長となるなど、景気は低迷し、きわめて厳しい状況にあります。こうした経済情勢に対応し、昨年4月には総合経済対策が、11月には緊急経済対策が策定され、さらに12月には財政構造改革法が凍結されるに至りました。また、11年度予算については、10年度第3次補正予算と一体的にとらえ、年度末から年度始めにかけて切れ目なく施策を実施すべく、いわゆる15カ月予算の考え方の下、たとえば、公共事業について、公共事業等予備費を含め予算ベース・支出ベースとも10%を上回る伸びが確保されるなど、当面の景気回復に全力を尽くすとの観点に立って編成されております」と述べるとともに、「財政の対応力を回復させ」ることがわが国経済社会にとって「不可欠の課題」であることを訴えた上で、「本書は、平成11年度予算を紹介するとともに、財政の役割やその仕組み、財政政策をめぐる議論、わが国財政のあゆみ、諸外国の財政制度などの要点を図表をまじえながら簡明・平易に説明することを目標に編集しております。本書の刊行は今回で45回目を迎えました。限られた紙面ではありますが、引き続き内容の改善を試み、一層読みやすくなるよう努力しております。本書によって、少しでも多くの方々に財政の現状やこれからの役割について御理解をいただき、また、財政のあり方について、身近な問題としてお考えいただく一助となることを、執筆者一同願っております」¹²³⁾と述べられている。

「内容の改善」の具体的な個所は明示されていないが、前年度版からの変更個所を整理すると、以下の通りである。

第1は、各所に「参考」や「付論」が追加されたことである。これについては前述した通りである（前掲表3-14参照）。

- 第I部第2章第2節第2項
「(参考) サプライサイド・エコノミックス」
- 同第4項
「(参考) ケインズ政策の評価」
- 第I部第3章第3節第2項
「(参考) 世代会計」
- 第III部第1章第1節第2項
「(参考) 「緊急経済対策」の策定」
「付論1 政府系金融機関等における「貸し渋り」対策」
「付論2 金融システム安定化策」

第2は、前年度版第I部第4章「財政構造改革」が削除されたことである。いうまでもなく、財政構造改革法凍結に伴うものである。ただし、第3章「財政の現状」に、第4節「財政構造改革」が追加され、第1項「財政構造改革の必要性」、第2項「財政構造改革のあゆみ」、第3項「財政構造改革法の凍結」、第4項「今後の取組み」、が置かれている。

123) 『図説 日本の財政』1999年度版、はしがき、i~ii ページ。

表3-15 『図説 日本の財政』1999年度版における戦後財政の時期区分の変更

1998年度版	1999年度版
(1) 復興と自立の時期（昭和21年～昭和30年）	(1) 経済社会の復興と自立（昭和21年～昭和30年）
(2) 高度成長期（昭和30年～昭和40年）	(2) 高度経済成長期（昭和30年～昭和45年）
(3) 公債政策の登場（昭和40年～昭和54年）	(3) 経済構造の転換期（昭和45年～昭和50年）
(4) 財政再建への道（昭和55年～昭和59年）	(4) 安定成長期（昭和50年～昭和60年）
(5) プラザ合意以降（昭和60年～平成3年）	(5) バブル経済の生成・崩壊とその後（昭和60年～平成8年）
(6) 平成3年以降（平成3年～平成8年）	(6) 財政構造改革への取組み（平成9年～）
(7) 財政構造改革の推進	

第3は、第Ⅲ部の経費各論の各所、すなわち第3章第3節、第5章第3節、第6章第3節、第10章第3節において、年度予算の冒頭（第1項）に「概要」が置かれた。

第4は、第Ⅳ部「わが国財政のあゆみ」第5節「戦後の財政（昭和21年以降）」の時期区分が大幅に変更された（表3-15）。

新しい時期区分では、第1項「経済社会の復興と自立（昭和21年～昭和30年）」、第2項「高度経済成長期（昭和30年～昭和45年）」、第3項「経済構造の転換期（昭和45年～昭和50年）」、第4項「安定成長期（昭和50年～昭和60年）」、第5項「バブル経済の生成・崩壊とその後（昭和60年～平成8年）」、第6項「財政構造改革への取組み（平成9年～）」となっている。

これまでの時期区分は、どちらかといえば財政に視点が置かれていたのに対し、新しい時期区分では、第6期を除いて、経済に視点を置いて区分しているようだ。

第5は、前年度版第Ⅴ部で追加された「(参考)カナダ」が、1999年度版では削除された。

第6は、以上のほかにも以下のような変更がなされている。

① 第Ⅱ部第2章「財政投融资」では、第5節「財政投融资の改革について」が第1項「資金運用審議会懇談会及び中央省庁等改革基本法について」、第2項「財政投融资の改革の進捗状況について」になった。

② 第Ⅲ部第1章「総説」第2節「平成11年度予算の編成」では、第3項「財政構造改革の推進について」が削除された。

③ 第Ⅲ部第2章「歳入の概要と税制改正」では、第2節「税制改正」と第3節「関税改正」が念じ改正に伴って変更された。すなわち、第2節は第1項「恒久的な減税」、第2項「たばこ税」、第3項「住宅・土地税制」、第4項「投資促進税制」、第5項「金融関係税制」、第6項「社会経済情勢の変化への対応」、第7項「阪神・淡路大震災関係」、第8項「沖縄振興」、第9項「その他の租税特別措置」、第3節は第1項「個別品目の関税率等の改正」、第2項「暫定税率の適用期限の延長」、第3項「減免・還付制度の適用期限の延長等」、第4項「延滞率の軽減等」、第5項「官公署等への協力要請規定の新設」で構成された。

④ 第Ⅲ部第7章「防衛力の整備」では、第3節「平成11年度防衛関係予算」で前年度版第2項「財政構造改革に資する制度改正・歳出の見直し等」が削除され、4節建てになっ

た。

⑤ 第Ⅲ部第11章「その他の主要施策」では、前年度版で追加された付論「金融システム安定化対策における財政上の措置」が削除された。

⑥ 第Ⅴ部第3章「ドイツ」では、第2節「財政政策の足どり」で1990年以降に新たな時期区分が設定され、第6項「ドイツ統一による財政赤字拡大（1990年～98年）」、第7項「シュレーダー新政権の発足（1998年10月～）」の7期区分になった。

⑦ 第Ⅴ部第4章「フランス」では、第4節「財政複数年計画」が追加された。

（続く）